

環境共生住宅推奨部品 被覆材（抗菌・抗ウイルス） 推奨基準

制定日 2022年1月

一般社団法人 環境共生住宅推進協議会



1. はじめに

副資材は主に建築部材と共に使用される部材であり、被覆材は建物の部材や建材等の表面を覆い、保護したり新たな性能を付加する役割がある。近年、感染症への対策等の観点から、生活空間においても衛生面に関する抗菌・抗ウイルス性能等への要望があり、建材等によって、これらユーザーの要望を満たすことが出来る安心・安全な衛生環境を提供することは、室内環境の維持・向上・拡充や満足感の向上につながると考えられる。また、室内側に設置される場合には、室内空気質対策が求められる。なお、環境共生住宅推奨部品では、全ての部品分類に「3 Rの推進」の取り組みを求めて、資源を有効に使用することに努めるものとする。

以上より被覆材（抗菌・抗ウイルス）に求める推奨基準は、「3 Rの推進」「室内環境の汚染防止」「ユーザーのニーズに応える安心・安全な衛生環境の提供」とする。

2. 適用範囲

建物の部材や建材等の表面を覆い（コーティングし）、抗菌・抗ウイルスの機能を持つもの。

3. 用語の定義 （全部品共通事項）

- リサイクル材：使用済み製品や廃棄されたものを原材料として使用した材料
- リサイクル可能な材料：部品を構成する材料で、廃棄時にリサイクルが可能な材料（金属など）。
- 梱包材料：製造過程や、建設現場への搬入時に用いる梱包に使用している材料。段ボールなど。
- 3 R：循環型社会を形成するために必要な取り組みであるリデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の頭文字がそれぞれRであることから名付けられた名称。

（出典：「資源有効利用促進法」経済産業省）

4. 推奨基準と確認方法

推奨基準は以下の3項目で定めた。

- 3 Rの推進
- 室内環境の汚染防止
- ユーザーのニーズに応える安心・安全な衛生環境の提供

（1）3 Rの推進

【推奨基準】

- 3 Rの推進のため、廃棄物の発生抑制を目的とし、下記のいずれかを満たしていること。
- ①主要部材について、リサイクル材を使用していること。
 - ②主要部材についてリサイクル可能な材料を使用し、その材料ごとに分離を可能にしていること。
 - ③梱包材料について、削減やリサイクル材を使用していること。
 - ④産業廃棄物広域認定制度^{※1}を取得していること。

- ⑤生産工場が ISO14001 認証^{※2}を取得していること。
 ⑥その他、部品のライフサイクル各段階で3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを実施していること。

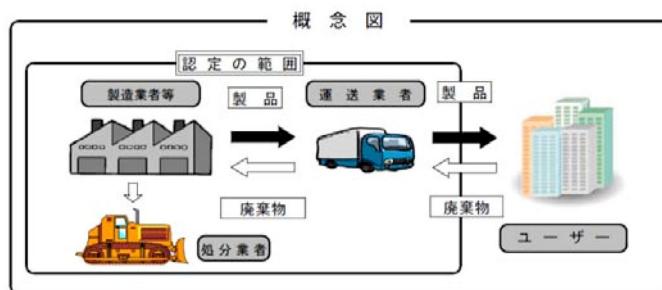
【確認内容】

- ①リサイクル材料の種類と使用部位、可能であれば使用量
- ②リサイクル可能な材料の種類と使用部位、材料ごとの分離方法
- ③取り組み内容
例：部分的な梱包とし使用量を削減している。梱包材料を段ボールなどリサイクル可能な材料に統一している。など
- ④⑤認定番号
- ⑥取り組み内容

■関連する制度等

※ 1 「産業廃棄物広域認定制度」 環境省

製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造、加工、販売等を行う者（製造時業者等）が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他適切な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する法制度の基本である地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度。



出典) 環境省 : <http://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/leaflet.pdf>

※ 2 「ISO14001認証」

ISO14000 シリーズは、環境マネジメントシステムを中心として、環境監査、環境パフォーマンス評価、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなど、環境マネジメントを支援する様々な手法に関する規格から構成されている。

この中で中心となるのが、ISO14001 で、環境マネジメントシステムの仕様（スペック）を定めた規格であり、ISO 規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければいけない事項が盛り込まれている。なお、これは、事業者の経営面での管理手法について定めているものであり、具体的な対策の内容や水準を定めるものではない。

参考) 環境省 : <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-isol4001.html>

(2) 室内環境の汚染防止

【推奨基準】

室内空気汚染防止に対する取り組みがあること。

【確認内容】

取り組み内容。

- 例：・厚生労働省が室内濃度指針値を定めた13物質^{※3}について、SDSにより使用か不使用を確認している。
・第三者機関による安全性の確認を取得している。など

■関連する制度等

※3 厚生労働省が室内濃度指針値を定めた13物質

物質名称	主な用途	室内濃度指針値 (気中濃度)
ホルムアルデヒド	工場で用いる木質材料用接着剤原料、防腐剤	100 μg/m ³ (0.08ppm)
アセトアルデヒド	接着剤原料、防腐剤	48 μg/m ³ (0.03ppm)
トルエン	接着剤・塗料などの溶剤	260 μg/m ³ (0.07ppm)
キシレン	接着剤・塗料などの溶剤	200 μg/m ³ (0.05ppm)
エチルベンゼン	接着剤・塗料などの溶剤	3,800 μg/m ³ (0.88ppm)
スチレン	ポリスチレン樹脂原料	220 μg/m ³ (0.05ppm)
パラジクロロベンゼン	衣類の防虫剤、芳香剤	240 μg/m ³ (0.04ppm)
テトラデカン	塗料等の溶剤	330 μg/m ³ (0.04ppm)
クロルピリホス	防蟻剤	1 μg/m ³ (0.07ppb) ただし小児の場合は 1 μg/m ³ (0.007ppb)
フェノブカルブ	カバーメート系、防蟻剤	33 μg/m ³ (3.8ppb)
ダイアジノン	防蟻剤、殺虫剤	0.29 μg/m ³ (0.02ppb)
フタル酸ジ-n-ブチル	合成樹脂の可塑剤	17 μg/m ³ (1.5ppb)
フタル酸ジ-n-エチルヘキシル	合成樹脂の可塑剤	100 μg/m ³ (6.3ppb)

(3) ユーザーのニーズに応える安心・安全な衛生環境の提供

【推奨基準】

抗菌・抗ウイルス性能について、第3者機関等で効果が確認できていること。

【確認内容】

試験方法及び試験結果がわかる資料を提出すること。